

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期限 を **2022年6月17日(金)** まで延長しました。

これから申請をお考えの事業者の皆様におかれでは、**お早めに** 必要書類を準備して、
登録確認機関での事前確認を受けた上で、申請してください。

1

5月31日(火) までに、必ず **アカウント発行** を行ってください。

(5月31日(火)までにアカウントを発行しないと、申請することができません。)

- ① 事業復活支援金ホームページへ。



事業復活支援金

検索

<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>事業復活支援金
ホームページ**2**

6月14日(火) までに、申請前に必要な

「登録確認機関による事前確認」 を受けてください。

※登録確認機関による事前確認は、**事前予約**が必要です。

※事前確認に必要な書類は、事業復活支援金ホームページでご確認ください。

※お近くの登録確認機関は、事業復活支援金ホームページで検索するか、

相談窓口までお問い合わせください。

登録確認機関を
検索

相談窓口

お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

 **0120-789-140**

(携帯電話からもつながります)

IP電話
専用回線**03-6834-7593**

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。